

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2022年5月30日

東村山市議会議長 あて

議席番号

23番

質問者

山田 たか子

記

1. 差し迫ったみどりの保全課題 市の主体性を問う

多くの市民も認める東村山市のみどりの豊かさ。このみどりは、市民の憩いの場としても地球温暖化抑制やCO₂削減、防災や生物の多様性確保等、様々な機能の重要性を担っている。ところが、市内のみどりは明らかに著しい減少が進んでいる。その要因を市としてどのように分析し、どのように保全していくのか、以下伺う。

- 1) これまで私有地である緑地を公有地化とした件数と公有地化に至った経緯、それぞれの面積と金額、財源割合もあわせて伺う。
- 2) 今後の市の公有地化の具体的な計画を伺う。
- 3) これまでの市への買い取り（公有地化）を求める要望件数と、その内、公有地化に至った件数を伺う。
- 4) 市内緑地保護区域所有者の所有・管理状況をどのように把握されているのか。また、市に対しどのような要望があり、それに対する具体的な取組を伺う。
- 5) 東村山市を代表するみどりとして都立狭山緑地・都立八国山緑地・都立東村山中央公園、都立小平霊園、多摩北部医療センター、国立療養所多摩全生園などが位置付けられている。それらの充実・活用のためには市の主体性が強く求められると考える。国都の所有地に対し、市はどこまで介入できるのか、どのような対応をされてきたのか、今後の対応もあわせて以下、それぞれに伺う。

①多摩北部医療センター

②国立療養所多摩全生園

- 6) 市内のみどりの減少要因をどのように捉えているのか。また、これ以上の減少を止めるための対策を伺う。

2. 全生園の将来構想における市の方針を問う

2004年の人権の森構想から18年。2009年には「いのちとこころの人権の森宣言」をし、これまでも市として様々な支援や施策に取り組まれている。一方で、入所者の方々からは、将来への医療・環境・地域とのつながりはどうなるのかといった不安の声が寄せられる。将来構想について、現段階における市の方針を伺う。

- 1) 全生園「人権の森構想」の具体的内容と進捗状況を伺う。
- 2) 「歴史的価値を持つ」構造物や史跡の定義を伺う。
- 3) 全生園の何を後世に伝えたいのか、伝えるべきと考えるのか伺う。

3. 安心して暮らすために コロナ後遺症への支援を

これまでコロナ感染症への対応をしていただいているが、感染後の後遺症に苦しみ悩む市民の声が届く。感染対応と共に後遺症への支援を求め、以下伺う。

- 1) 後遺症に関する問い合わせ・要望状況を伺う。
- 2) 市民のコロナ感染者の後遺症についての市の対応を伺う。